

平成26年(ワ)第2146号 原発メーカー損害賠償請求事件

直送済み

平成26年(ワ)第5824号 原発メーカー損害賠償請求事件

原告 唯野久子 ほか

被告 GEジャパン株式会社 ほか

準備書面(3)

平成28年3月9日

東京地方裁判所民事第24部合議D係 御中

被告GEジャパン株式会社訴訟代理人

弁護士 岡田 和



弁護士 山川 亜紀子



弁護士 高橋 茜



弁護士 大田 愛子



原告らの平成28年1月27日付け第4準備書面に対して、以下のとおり反論する。

1 債権者代位について

原告らは、民法423条1項に基づいて、東京電力に対して有する損害賠償請求権を保全するために、①東京電力が被告らに対して有する求償権(原賠法5条1項)に加えて、②東京電力が、東京電力自身の受けた損害について被告らに対して有する損害賠償請求権を行使すると主張する。

しかし、答弁書（14～15頁）及び準備書面（1）（16～17頁）で主張したとおり、原告らの東京電力に対する債権を「保全」する必要などないことは極めて明白である。よって、原告らの債権者代位権に基づく請求は却下されるべきである。

2 「原子炉の欠陥」について

原告らは、「原子炉の欠陥」について縷々主張するが、原賠法上、原子力損害については、原子力事業者のみが責任を負い（原賠法3条1項）、原子炉の製造業者を含め原子力事業者以外の者は一切責任を負わない（原賠法4条1項、3項）。そして、既に主張してきたとおり、原賠法が違憲とされる余地などないことは明らかであるし、原告らのその他の主張（債権者代位権の行使、権利濫用）についても、法律上認められる余地などないことは極めて明白である。よって、「原子炉の欠陥」の有無にかかわらず、原告らの請求が認められないことは明らかである。

3 審理の終結

（代理人を選任している者もしていない者も含め）原告らの請求が法律上認められる余地などないことは、これまでに主張してきたとおりである。したがって、速やかに審理を終結した上で、原告らの請求を却下・棄却するよう求める。

以上